

# 税の申告は3月15日(火)までに

所得税・復興特別所得税、市・県民税、贈与税

3/15(火)まで

個人事業者の消費税・地方消費税

3/31(木)まで

所得税などの国税は税務署に市・県民税は市税事務所・税務室に申告書を提出してください

所得税の確定申告をした人は、原則として市・県民税の申告は必要ありません

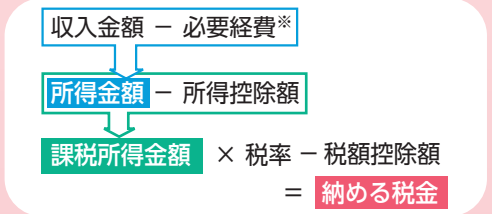
所得税は昨年の所得に課税され、市・県民税は昨年の所得を基に翌年度課税されます。このたびの確定申告は、令和3年中の所得に対する所得税などの金額を確定させるもので、市・県民税は、この所得を基に令和4年度の税額を決定します。

確定した税金を納める期限は、所得税は3月15日(火)です。市・県民税は、次の①～③のいずれか、または複数の方法で納めることになります。

- ①普通徴収(事業所得のある人など) 税額を6月、8月、10月、12月の4回に分けて、納付書か口座振替で納付。
- ②給与からの特別徴収(給与所得のある人) 税額を6月～翌年5月の12回に分けて、給与支払者が給与から差し引いて納付。
- ③年金からの特別徴収(令和4年4月1日において65歳以上で年金所得のある人) 税額を4月～翌年2月の偶数月(6回)に、年金支払者が年金から差し引いて納付。

災害で被害を受けたり、納めることが難しくなったりした場合は、状況に応じて減免や猶予の制度があります。詳しくは、市税事務所市民税係・税務室へお問い合わせください。

### 所得税や市・県民税の計算方法



\*必要経費の額は、個人の事情によって異なりますが、給与収入と公的年金等の収入については、それぞれ「給与所得控除額」と「公的年金等控除額」として、収入に応じてあらかじめ決められています

### 税理士による確定申告無料相談会

- 年金受給者 ●医療費控除などを受ける人
- 年の途中で退職し年末調整の済んでいない人
- 災害により住宅などに被害を受けた人

| 日時                                 | 会場   |
|------------------------------------|--|
| 2/2(水)、3(木) 受付9:30から 相談10:00～16:00 | エディオンアルパーク南店駐車場1階 ふれあい広場アジト A-G-T (西区商工センター2丁目5-1) |
| 2/5(土)、6日 ※往復はがきによる事前予約制(抽選)       | 中国税理士会館4階(中区袋町4-15) ※駐車場はありません                     |

いずれの会場も、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、規模を縮小して開催します。詳しい内容や他の地域の無料相談会は中国税理士会HPで。 [中国税理士会](#) [検索](#) [中国税理士会](#) ☎247-7439、☎242-2602

所得税 市・県民税 贈与税

申告が必要な人、不要な人ってどんな人?

### 所得税などの申告が必要な人

所得税・復興特別所得税では 昨年中の所得の合計額が所得控除(基礎控除、配偶者控除、扶養控除など)の合計額を超える人が対象です。

- 事業所得がある人 ●不動産所得がある人 ●土地や建物などの譲渡所得がある人 など

・サラリーマンで、

- ①給与の収入金額が200万円を超える人
- ②給与を1カ所から受け、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合に、給与所得が退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える人
- ③給与を2カ所以上から受け、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合に、年末調整されなかった給与の収入金額と、給与所得が退職所得以外の所得との合計額が20万円を超える人 など

・年金受給者で、公的年金等の雑所得の金額から所得控除を引くと、残額がある人

※公的年金受給者で、次の全てに該当する場合は申告をする必要はありません

- ①公的年金等(その全部が源泉徴収の対象となる場合に限り)の収入金額が400万円以下
- ②公的年金等の雑所得以外の所得金額が20万円以下

贈与税では ●昨年中に個人から贈与を受けた財産の価額が、合計して110万円を超える人 など

消費税・地方消費税では ●令和元年分の課税売上高が1000万円を超える個人事業者(課税事業者届出書を提出していない事業者は、速やかにご提出を) など

### 市・県民税の申告が必要な人、不要な人

必要な人 ●令和4年1月1日現在、市内に住んでいて、昨年中に所得があった人(下記「不要な人」を除く)

・サラリーマンで、1カ所からの給与所得以外の所得が20万円以下の人

・年金受給者で、公的年金等の収入金額が400万円以下で、公的年金等の雑所得以外の所得の合計が20万円以下の人

●令和4年1月1日現在、区内に店舗や家があって、その区内に住んでいない人

●住民税が特別徴収された上場株式の配当所得等について、所得税と異なる課税方式を選択する人(令和4年度の市・県民税の納税通知書が送達される時まで申告が必要。ただし5割以下に該当する人は申告は不要です)

不要な人 ①所得税の確定申告をした人

②昨年中の収入が給与収入のみで、勤務先から「給与支払報告書」が提出されている人\*

③昨年中の収入が公的年金等の収入のみの人\*

④市・県民税が非課税になる人(障害者、未成年者、寡婦、ひとり親などで昨年の合計所得金額が135万円以下の人など)

※②③に該当する人でも、源泉徴収票に記載のない控除を受ける場合は、所得税か市・県民税の申告が必要

ご注意を! 所得金額、所得控除の内容によっては掲載内容と異なる場合があります。詳しくは所轄の税務署、市税事務所市民税係・税務室(5号右表)へお問い合わせください。 ※医療費控除、社会保険料控除などを受け、所得税の還付を受ける人は、掲載内容にかかわらず確定申告を

控除にはどんなものがあるの?

### 所得税、市・県民税の控除の例

- ①介護保険料、②後期高齢者医療保険料、③国民健康保険料

昨年中に納めた①～③の保険料は、社会保険料控除の対象となります(延滞金は対象外)。金額は次の書類などで確認できます。納付額が不明な場合は、区福祉課か区保険年金課にお問い合わせを。

A 年金から天引きされた保険料 日本年金機構などが1月に送付する「公的年金等の源泉徴収票」

B 納付書で納めた保険料 領収証書(領収日が令和3年1月1日から12月31日までの額の合計)

C 口座振替で納めた保険料 市が昨年12月下旬に送付した「口座振替納付済通知書」(口座振替申し込み時に送付を希望した人のみ)

※BとCの保険料について社会保険料控除を受ける場合は、確定申告などが必要です。また、申告の際に、Aの保険料があるときは、併せて申告してください ※確定申告などの際、上記書類の添付は必要ありません

### ④介護保険サービスの利用者負担

介護保険のサービスを利用したときにかかった自己負担額は、医療費控除の対象となることがあります。

・住宅サービスに係る医療費控除(要支援者へのサービスを含む) 利用者負担のうち、訪問看護や訪問・通所リハビリテーションなどの医療系サービス費用の1割～3割負担部分が控除対象になります。医療系サービスと併せて、訪問介護などのサービスを利用した場合は、それらも控除対象になります。なお、一部、認知症高齢者グループホームなど、対象にならないサービスもあります

・施設サービスに係る医療費控除 利用者負担のうち、サービス費用の1割～3割負担部分と食費・居住費が施設の種類に応じ、2分の1が全額が控除対象になります



詳しくは、国税庁ホームページで

### ⑤その他の控除対象

・寝たきりや認知症などの65歳以上の人 障害の程度が身体障害者か知的障害者に準ずるとして、区福祉課から認定を受けた場合、障害者控除の対象になります。

・寝たきりの高齢者などのおむつ代 医師からおむつ使用証明書の発行を受けた場合、確定申告を行うことで医療費控除を受けることができます。(介護保険の認定を受けた人で、一定の要件を満たした人が2年目以降の確定申告を行う場合、医師の使用証明書に代えて区福祉課で発行する証明書でも代用できます)

| 区   | ①・④ ☎    | ②・⑤ ☎    | ③ ☎      |
|-----|----------|----------|----------|
| 中   | 504-2478 | 504-2570 | 504-2555 |
| 東   | 568-7732 | 568-7730 | 568-7711 |
| 南   | 250-4138 | 250-4107 | 250-8941 |
| 西   | 294-6585 | 294-6218 | 532-0933 |
| 安佐南 | 831-4943 | 831-4941 | 831-4929 |
| 安佐北 | 819-0621 | 819-0585 | 819-3909 |
| 安芸  | 821-2823 | 821-2808 | 821-4910 |
| 佐伯  | 943-9730 | 943-9729 | 943-9712 |

④①②④⑤は区福祉課、③は区保険年金課(☎は6号左)

申告書の作成ってどうするの?

### 申告書の入手方法と必要な書類

- 所得税の確定申告書 → 国税庁ホームページ、税務署など
- 市・県民税の申告書 → 市ホームページ、市税事務所市民税係・税務室

申告の際に必要な書類は、個人の事情によって異なります。詳しくはそれぞれのホームページや所轄の税務署、市税事務所・税務室にご確認を。

また、申告書にはマイナンバーの記載が必要です。①マイナンバーカードか、②通知カード\*などマイナンバーが確認できる書類と本人確認書類(運転免許証や国民健康保険証など)の提示が写しの添付が必要です。 ※通知カードは、氏名・住所などの記載事項が住民票と一致している場合にのみ

### 申告書の作成は国税庁ホームページで

パソコンやスマートフォンで確定申告書を作成し、e-Taxで送信すれば、自宅などで申告手続きが完了します(電子申告)。また、印刷して郵送でも提出が可能です。

### 電子申告3つのメリット

- ① いつでも利用可能(確定申告期間中は24時間可能)
- ② 所得金額などを自動計算
- ③ 作成したデータを保存しておけば、翌年も利用可能



電子申告には、次の2種類があります

### マイナンバーカード方式

- 次の2つを事前に準備
  - ①マイナンバーカード
  - ②ICカードリーダーライタかマイナンバーカード読み取り対応のスマートフォン

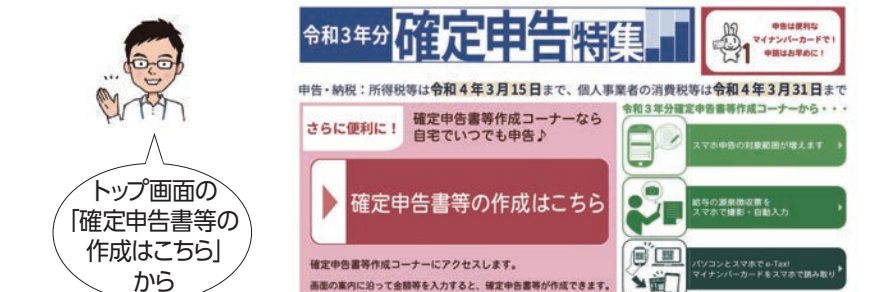
### ID・パスワード方式

- 税務署で対面による本人確認を行い、必要書類を提出して、ID・パスワードを事前に取得

### 電子申告の方法(e-Tax)

#### ステップ1 国税庁ホームページへアクセス

確定申告 検索



#### ステップ2 確定申告書を作成

#### ステップ3 確定申告書を送信

### 確定申告書作成の際には「住民税に関する事項」の記入を忘れずに

●上場株式等の配当所得等の全部について市・県民税で申告不要とする場合

所得税の確定申告で申告した昨年中の配当所得と株式等譲渡所得が、住民税が特別徴収された上場株式等の配当所得等か源泉徴収口座における株式等譲渡所得のみで、「特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要」欄に○を記入した場合は、市・県民税の申告は不要です。

(注) 市・県民税において、配当所得と株式等に係る譲渡所得のうち一部でも申告するものがある場合には、○を記入することはできません。また、この欄に○を記入して市・県民税の申告書を提出しない場合には、市・県民税において上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の適用ができません

今年も所得税の確定申告、市・県民税の申告などの時期になりました。申告・相談窓口などを紹介します。

国所得税については所轄の税務署(問い合わせ先下表)、市・県民税については市税事務所市民税係・税務室(問い合わせ先下表)か市民税課(☎504-2263、☎504-2129)

申告の相談や提出はどこでできるの?

### コロナ禍での注意点

ご協力を! 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、自宅から申告できるe-Taxの利用(左記)や、郵送による申告書の提出をお願いします。また、来場の際は、マスクの着用や手指の消毒、検温の実施にご協力ください。37.5度以上の発熱がある場合などは、入場をお断りさせていただきます。

### 申告の相談・申告書の提出先

所得税、贈与税、消費税・地方消費税は所轄の税務署へ

●広島東・南・西・北、廿日市、海田税務署の合同申告会場

混雑緩和のため、会場内への入場には、入場できる時間帯を記載した「入場整理券」が必要です。入場整理券は当日会場で配布しますが、LINE(ライン)によるオンライン事前発行も可能です。配布状況に応じて、後日の来場をお願いする場合があります。 回2月16日(水)～3月15日(火)

【受付】午前8時半～午後4時 【相談】午前9時～午後5時(入場整理券(当日配布分)の枚数には限りがあります) 回「NTTクレドホール」基町クレド(パセーラ11階・中区基町6-78)

※廿日市、海田税務署を除き、税務署内に申告会場は設けていません

市・県民税は市税事務所市民税係・税務室へ

●申告相談 申告相談は、各区役所や公民館などで行います。場所や日時など、詳しくは2月1日号の「ひろしま市民と市政」の各区版で

●申告書の提出先 市税事務所市民税係・税務室

| 市税事務所       | 担当区  | 係      | 電話番号     | 税務室          | 電話番号     |
|-------------|------|--------|----------|--------------|----------|
| 中央(中区役所内)   | 中区   | 第一市民税係 | 504-2564 | 南(南区役所内)     | 250-8946 |
|             | 南区   | 第二市民税係 | 504-2751 |              |          |
| 東部(東区役所内)   | 東区   | 市民税係   | 568-7719 | 安芸(安芸区役所内)   | 821-4913 |
|             | 安芸区  |        |          |              |          |
| 西部(西区役所内)   | 西区   | 第一市民税係 | 532-0942 | 佐伯(佐伯区役所内)   | 943-9716 |
|             | 佐伯区  | 第二市民税係 | 532-1012 |              |          |
| 北部(安佐南区役所内) | 安佐南区 | 第一市民税係 | 831-4935 | 安佐北(安佐北区役所内) | 819-3913 |
|             | 安佐北区 | 第二市民税係 | 831-5016 |              |          |

★いずれの会場も、土・日曜日、祝・休日は申告の相談などを行いません。ただし、NTTクレドホールでは2月20日(日)、27日(日)に、広島東・南・西・北税務署管内の人に限り申告の相談と受け付けを行います

### ご注意を

●都道府県や市区町村などに寄付をした場合

【寄付先】 ①都道府県・市区町村(ふるさと納税など) ※1 ※2 ②共同募金会か日本赤十字支部 ※2 ※3 ③都道府県が条例で指定している団体 ※3 ④市区町村が条例で指定している団体 ※3

※1 災害義援金として日本赤十字社や中央共同募金会などの募金団体に寄付したもののなど、最終的に被災地地方団体や義援金配分委員会に拠出されるものは、①の欄に記入してください

※2 令和元年6月1日以降のふるさと納税に係る総務大臣の指定がない都道府県・市区町村への寄付金(特例控除対象以外)は、②の欄に記入してください

※3 令和4年1月1日現在の住所地のものに限りです

| 都道府県、市区町村への寄付(特例控除対象) | 共同募金、日本赤十字の他の寄付 | 都道府県条例指定寄附 | 市区町村条例指定寄附 |
|-----------------------|-----------------|------------|------------|
| ① 円                   | ② 円             | ③ 円        | ④ 円        |
| ○                     |                 |            |            |

▼見本(確定申告書 B様式の場合) 特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要 ○